

## 制度検討委員会

委員長：仲沢 弘明

委員：垣淵 正男、梶川 明義、田邊 毅、森岡 康祐

検討事項：

理事会からの指示により、以下の3つの項目について検討した。

### 1) 役員等旅費規程について

各基本領域学会に開示されている旅費規程を参考にして、本学会の旅費規程(案)を2月21日の理事会に答申し、討議の結果、以下の内規に決定した。

### 役員等の海外渡航費用に関する内規

2018年〇月〇日制定

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人日本形成外科学会（以下、「この法人」という）の役員等の費用支弁規定に基づき、会務のために海外の会議等に参加するために渡航する役員等の旅費、宿泊費及び学術集会参加登録等（以下、「会務出張」という）の必要経費の全額または一部を支給することを定める。

(定義)

第2条 この内規において、役員等とは、この法人の理事、監事並びに特に必要を認められた正会員をいう

(移動方法)

第3条 役員等の移動は、公共交通機関を利用するものとする。ただし、他の手段を選択する場合は、相当の理由を事務局を経て理事長に申し立てることを要する。

(審査等)

第4条 役員等が会務出張するには、以下の事項を各種委員会の議を経て財務委員会へ申請する。

- (1) 当該会議等においてこの法人が依頼する主たる会務
- (2) 当該会議等における申請者の任務

2. 財務委員会は、各種委員会より申請された内容を審議し、全額または一部支給すべき金額を決定する。

(出張依頼)

第5条 財務委員会及び理事会の議を経て会務出張の依頼として、承認後すみやかに申請者に通知する。

(費用支弁の基準)

第6条 費用の支弁は、以下の各号に該当するときになす。

- (1) 他財源からの旅費の調達が不可能なため、支弁がなければ会務を受諾できない場合。
- (2) その他、必要と認められるとき。

(費用支弁の算定)

第7条 必要な経費は、日本国内から開催地までの往復交通費（役員はビジネスクラス、その他はエコノミー）を基準に算定する。

2. 滞在費に関しては、当該会議等の組織委員会が世話をする最低宿泊費を基準とする。

(支弁の例外)

第8条 次の各号の場合は、旅費、宿泊費を支弁しない。

- (1) この法人と密接な関係がある学会等の学術集会等に併せて行われる会務に出席する役員等が当該学会等の会員である場合。
- (2) 同一日または連続する日に行われる複数の会務に出席したときは、会務の量にかかわらず1回とする。

(費用支弁)

第9条 全額または一部を支給する場合、各種委員会より会務出張報告書および要した経費のすべての領収書を提出することとする。

2. 支弁にあつては、各種委員会予算を充当することとする。

(内規の変更)

第10条 この内規の変更は、理事会で改変する。

附則

1. この内規は2018年〇月〇日から施行する。

## 2) 会長の選出方法について

各基本領域学会で開示されている規定を、各委員会が分担して調べた結果、以下の3つの方法がとられていた。

1. 理事会で推薦され、社員総会で決定
2. 選考員会で推薦、理事会で検討、社員総会で決定
3. 立候補制

メール委員会で検討した結果、立候補制を採用することにし、以下の規定(案)を作成した

<立候補制>

1. 次々期総会・学術集会および次々期基礎学術集会の会長に立候補するものは、8月末までに、立候補届と3名の評議員の推薦状を事務局へ書留郵便にて送付する。

### 2. 基礎学術集会時の理事会

理事会は、立候補者の書類審査を行い、2名以上の立候補者の場合には、上位2名を候補者として、次年度の総会時での評議員会に推薦する。

### 3. 総会時の評議員会

理事会から推薦された候補者について審議する。2名の場合には投票にて決定し、会長候補者とする。

### 4. 社員総会

社員総会で承認を得る。

## 3) 理事選挙投票について

現行の7名連記は集計に時間がかかるなど面倒であることから、記名する人数を減

少しの方が良いが、何名にするか、各基本領域学会を参考にして決めることになった。（継続中）